

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則	スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定						
(1) 対象事業(第 1 種事業)が、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いものであること。【規則第 13 条第 1 項第 1 号】	● 「当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められないもの」とは、既に開発が行われた土地において形状の変更等が行われる場合であって、環境要素に及ぼす影響に明確な変化が認められない場合とする。【本市独自設定】 ● 「当該事業の実施前と比較し、改善するものとなる可能性が高いもの」とは、現行の施設を高性能施設等に建替える場合であって、環境要素に及ぼす影響が改善するものの場合とする。【本市独自設定】						
(2) 対象事業(第 2 種事業)が、当該事業と同種の事業の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。【規則第 13 条第 1 項第 2 号】	● 「当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。」とは、当該事業において用いられる技術、工法等の実績が多く、かつ、環境影響に関する知見が十分蓄積されており、環境要素に及ぼす影響が著しいものとなるおそれがない場合とする。【国の主務省令】 ● 上記には、「当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高い場合」も含まれるものとする。【本市独自設定】						
(3) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る一定程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。【規則第 13 条第 1 項第 3 号】	< 補足説明 ① > これまでの庁内検討会議や庁外検討委員会の審議結果等を踏まえて、「第 1 種事業」のスクリーニングでは「既に開発が行われた土地における事業」や「高性能施設等に建替える事業」を対象にすることを明記する。 また、これらの事業が行われる場合には、「当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないこと。」としてスクリーニングの対象にすることを明記する。						
ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域【規則第 13 条第 1 項第 3 号ア】 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="186 1073 1193 1318">大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域</td><td data-bbox="1193 1073 2834 1318"> ● 汚染物質が滞留しやすい地域で、大気質に影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、当該事業の実施及び施設の設置により排出される大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の主務省令】 ● 盆地等汚染物質が滞留しやすい地域で、大気質に影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、高煙突を設置しない等、特段の汚染物質の拡散対策がとられないことにより、汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の環境影響評価の手引を一部改編】 </td></tr> <tr> <td data-bbox="186 1318 1193 1732">閉鎖性の高い水域</td><td data-bbox="1193 1318 2834 1732"> ● 汚染物質が滞留しやすい閉鎖性水域で、水質の影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、当該事業の実施及び施設の設置により排出される水質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の主務省令】 ● 排水基準を定める省令(昭和 46 年6月 21 日総理府令第 35 号)に規定する湖沼及び海域に事業の実施による排水を日平均排水量50m³以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点における化学的酸素要求量(COD)、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法の規定による水質の汚濁に係る環境基準を超えること。【国の主務省令】 <本市の該当地域> ◎ 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域は、環境庁告示 67 号に定める海域であり、本市は有明海の 1 海域のみである。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="186 1732 1193 1925">汚染物質が滞留しやすい地域</td><td data-bbox="1193 1732 2834 1925"> ● 汚染物質が滞留しやすい地域とは、汚染が長年にわたることにより、少量であっても著しい環境影響を及ぼすおそれがある地域であり、盆地等の地形条件やヒートアイランド現象等の気象条件により大気汚染物質が滞留しやすい土地又は閉鎖性の高い水域として、湖沼等の止水域、海域や河川のうち内海や入り江等が該当する。【岩手県のガイドラインを一部改編】 </td></tr> </table>	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域	● 汚染物質が滞留しやすい地域で、大気質に影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、当該事業の実施及び施設の設置により排出される大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の主務省令】 ● 盆地等汚染物質が滞留しやすい地域で、大気質に影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、高煙突を設置しない等、特段の汚染物質の拡散対策がとられないことにより、汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の環境影響評価の手引を一部改編】	閉鎖性の高い水域	● 汚染物質が滞留しやすい閉鎖性水域で、水質の影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、当該事業の実施及び施設の設置により排出される水質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の主務省令】 ● 排水基準を定める省令(昭和 46 年6月 21 日総理府令第 35 号)に規定する湖沼及び海域に事業の実施による排水を日平均排水量50m³以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点における化学的酸素要求量(COD)、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法の規定による水質の汚濁に係る環境基準を超えること。【国の主務省令】 <本市の該当地域> ◎ 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域は、環境庁告示 67 号に定める海域であり、本市は有明海の 1 海域のみである。	汚染物質が滞留しやすい地域	● 汚染物質が滞留しやすい地域とは、汚染が長年にわたることにより、少量であっても著しい環境影響を及ぼすおそれがある地域であり、盆地等の地形条件やヒートアイランド現象等の気象条件により大気汚染物質が滞留しやすい土地又は閉鎖性の高い水域として、湖沼等の止水域、海域や河川のうち内海や入り江等が該当する。【岩手県のガイドラインを一部改編】	
大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域	● 汚染物質が滞留しやすい地域で、大気質に影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、当該事業の実施及び施設の設置により排出される大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の主務省令】 ● 盆地等汚染物質が滞留しやすい地域で、大気質に影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、高煙突を設置しない等、特段の汚染物質の拡散対策がとられないことにより、汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の環境影響評価の手引を一部改編】						
閉鎖性の高い水域	● 汚染物質が滞留しやすい閉鎖性水域で、水質の影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする場合であって、当該事業の実施及び施設の設置により排出される水質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。【国の主務省令】 ● 排水基準を定める省令(昭和 46 年6月 21 日総理府令第 35 号)に規定する湖沼及び海域に事業の実施による排水を日平均排水量50m³以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点における化学的酸素要求量(COD)、全窒素又は全燐のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法の規定による水質の汚濁に係る環境基準を超えること。【国の主務省令】 <本市の該当地域> ◎ 排水基準を定める省令に規定する湖沼及び海域は、環境庁告示 67 号に定める海域であり、本市は有明海の 1 海域のみである。						
汚染物質が滞留しやすい地域	● 汚染物質が滞留しやすい地域とは、汚染が長年にわたることにより、少量であっても著しい環境影響を及ぼすおそれがある地域であり、盆地等の地形条件やヒートアイランド現象等の気象条件により大気汚染物質が滞留しやすい土地又は閉鎖性の高い水域として、湖沼等の止水域、海域や河川のうち内海や入り江等が該当する。【岩手県のガイドラインを一部改編】						

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則	スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定
イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業が行われていない地域であって住居が存在している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域【規則第 13 条第 1 項第 3 号イ】 学校、病院が集合している地域 < 補足説明 ② > 国の判定基準の考え方等を踏まえ、「学校、病院、住居が集合している地域」、「水道原水の取水地点」、「水道事業が行われていない地域」の距離の目安や生活環境の保全についての配慮事項を明記する。	● 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第7条の保育所又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの(以下「学校等」と総称する。)が事業により設置する施設の近傍に存在する場合であって、施設から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法(平成5年法律第 91 号)第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準(以下「騒音に係る環境基準」という。)の地域の類型AAの夜間の値を超えること。また、施設の設置又は変更の工事を行う場所の近傍に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型AAの昼間の値を超えること。なお、近傍とは、目安として周囲1kmの範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令】 ● 学校等が事業により設置する施設の周辺に存在する場合であって、当該施設から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気の測定点(以下「大気の測定点」という。)における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の2%除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間98%値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の2%除外値を加えた結果が環境基本法第16条第1項の規定による大気汚染(二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。)に係る環境上の条件についての基準(以下「大気汚染に係る環境基準」という。)を超えること。なお、周辺とは目安として周囲 10km(※)の範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令】 ※ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省)」に示される調査地域の設定例の最大である 100mの煙突排ガスからの最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ距離を設定。【廃棄物処理施設生活環境影響調査指針】
住居が集合している地域	● 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第9条第1項(第一種低層住居専用地域)から第7項(準住居地域)までに定める地域が事業により設置する施設の近傍に存在する場合であって、施設から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。また、施設の設置又は変更の工事を行う場所の近傍に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、類型Aの昼間の値を超えること。なお、近傍とは、目安として周囲1kmの範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令・国の環境影響評価の手引を一部改編】 ● 都市計画法第9条第1項から第7項までに定める地域が事業により設置する施設の周辺に存在する場合であって、当該施設から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気汚染(二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。)に係る環境上の条件についての基準(以下「大気汚染に係る環境基準」という。)を超えること。なお、周辺とは目安として周囲 10km(※)の範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令】 ※ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省)」に示される、調査地域の設定例の最大である、100mの煙突排ガスからの最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ距離【廃棄物処理施設生活環境影響調査指針】
水道原水の取水地点	● 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第2条第3項に規定する取水地点(以下「水道原水取水地点」という。)が、事業が実施されるべき区域又はその近傍に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。なお、近傍とは、目安として周囲1kmの範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令・国の環境影響評価の手引を一部改編】 ● 事業の実施による排水の排出によって、水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。 ● 水道原水取水地点が存在する水域が事業の実施により減水区間となる場合において、水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の予測値が当該水道原水取水地点の存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。 ● 事業の実施による排水の排出等によって、既存の水道施設に影響を及ぼす場合。

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則	スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定
水道事業が行われていない地域	● 水道未普及地域における井戸等の利水地点が、事業が実施されるべき区域又はその近傍に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。なお、<u>近傍とは、目安として周囲1kmの範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令を一部改編】</u> ・ 事業の実施による排水の排出等によって、利水地点における生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の予測値が当該利水地点の存在する水域の<u>水質汚濁に係る環境基準を超えること。</u> ・ 利水地点が存在する水域が事業の実施により減水区間となる場合において、利水地点における生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の予測値が当該水道原水取水地点の存在する水域の<u>水質汚濁に係る環境基準を超えること。</u> ・ 事業の実施による排水の排出等によって、既存の利水施設に影響を及ぼす場合。
ウ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域【規則第13条第1項第3号ウ】	● 「人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生息域若しくは生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域」が、事業が実施されるべき区域又はその近傍に存在すること。なお、近傍とは、目安として周囲1kmの範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する。【国の主務省令・国の環境影響評価の手引を一部改編】 ＜本市の重要種＞ ◎ レッドデータブックくまもと 2019-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物における確認位置情報やハビタット情報、分類群・環境省レッドリスト・レッドデータブックによる位置情報、分類群がある。
＜ 補足説明 ③ ＞ 本市における「人為的な改変をほとんど受けていない自然環境」、「野生生物の重要な生息地又は生育地」等を明記する。 (ア) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集、自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である弱い自然環境【規則第13条第1項第3号ウ】	● 「自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境」に相当するものとして以下を想定する。 ○ 自然林・自然草原 ・ 植生自然度9・10相当群集:「自然環境基礎調査」(環境省)における自然度 9 以上(自然植生の区域)の区域 ＜本市の該当地域＞ ◎ 花岡山、万日山、独鈷山、松尾町平山、河内町岳、立田山、立田阿蘇三宮神社周辺、河内町東門寺地内に点在 ・ 特定植物群落:「自然環境基礎調査」(環境省)における特定植物群落 ＜本市の該当地域＞ ◎ 金峰山三ノ岳スダジイ林、金峰山のイチイガシ人工林、立田山のコジイ林 ○ 湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等 ・ 重要湿地500:環境省が専門家の意見に基づき選定し、平成14年12月に公表した湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁などが含まれる。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 有明海、江津湖水系 ・ 干潟:自然環境保全法に基づく「自然環境保全基礎調査」第5回海辺調査(干潟) ＜本市の該当地域＞ ◎ 有明海 ○ 海域生態系 ・ 自然環境保全法に基づく第7回自然環境保全基礎調査(浅海域生態系調査)(平成19年)(環境省)での藻場が確認された地点 ＜本市の該当地域＞ ◎ 有明海
(イ) 里地及び里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。)並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少し、又は劣化しつつあるもの【規則第13条第1項第3号ウ(イ)】	● 「里地及び里山」とは、奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く里山林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、様々な生きものを育て、その中には絶滅のおそれのある希少種が多く含まれている重要な地域である。近年の生活様式などの変化に伴い、農山村では農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから二次林や農地が放置されるケースが増加し、里地里山の存続が危惧されている。里地及び里山」に所在する自然環境であって減少又は劣化しつつあるものに相当するものとして、以下を参考とする。

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則		スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定
		○ 自然環境保全法に基づく環境省自然環境保全基礎調査・植生自然度調査で、植生自然度8が自然林に近い二次林、7が二次林、6が植林地（人工林）、5がササ群落、ススキ群落等背丈の高い草原、4がシバ群落等背丈の低い草原、3、2が農耕地等と分類されている。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 特に金峰山周辺に複数の里山が存在する。 ○ 環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」として、重要な里地里山 500 が選定されている。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 熊本市西区、柿原迫谷の里が選定されている。 ○ 氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境に相当する自然環境として、前述の重要湿地500、レッドデータ・レッドリストによる重要種の位置情報、重要な干潟、浅海域生態系調査等を考慮し、必要に応じて専門家の意見を聴き、減少又は劣化の程度を判断する。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 有明海が重要な干潟、江津湖水系が重要湿地 500 に選定されている。
(ウ) 水源かん養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境【規則第 13 条第 1 項第 3 号ウ(ウ)】		● 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)の保安林制度において、水源涵養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、防風等の観点から保安林が指定されており、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。「水源涵養林、防風林、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地」に相当するものとする。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 指定地域のとおり。 ○ 「水質浄化機能を有する干潟」に相当する可能性がある自然環境として、前述の重要湿地500、レッドデータ・レッドリストによる重要種の位置情報、重要な干潟、浅海域生態系調査等を考慮する必要がある。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 有明海の干潟が該当する。
(イ) 都市において現に残存する樹林地その他の緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。)、水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境【規則第 13 条第 1 項第 3 号ウ(イ)】		● 都市において現に存する樹林地その他の緑地として、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)に基づき県が指定した緑地保全地域や、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)で規定された都市公園がある。 ＜市の該当地域＞ ◎ 緑地保全地域は存在しない。都市公園は、本市内に1139箇所(R6.4.1 現在)存在するため、その中から緑地や自然環境が存在する公園を対象とする。
エ アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象		● 「一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象」として考慮すべきものとして「景観」と「人と自然の触れ合い活動の場」があげられる。【長崎県の判定基準の解説】
景観		○ 景観については、熊本市景観条例により指定された対象を参考に重要性を判断する。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 重点地域:熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域の 6 地域が設定。景観形成地区として、熊本空港周辺景観形成地区が設定。特定施設届出地区として国道 3 号、国道 57 号東バイパスなど 18 区間が設定。
人と自然との触れ合い活動の場		○ 人と自然とのふれあい活動の場について、人と自然との触れ合い活動の場とは、自然環境資源を活用した地域住民をはじめ広く一般(不特定多数の人)に利用されている野外のレクリエーション施設や場等のほか、地域住民の生活に有用な自然や日常的に触れ合い活動の場として利用されている場が存在する場合もこれらに含む。この際、既に多くの人に利用されている触れ合い活動の場の他、潜在的に利用の可能性がある場への影響(事業実施による場の喪失や、アクセス性の向上による利用の顕在化又は利用者の増加等)についても含めて考える必要がある。また、法令による指定状況、触れ合い活動の場の位置又は分布状況と事業実施区域との関係についても整理しておく必要がある。 1) 野外のレクリエーション施設等の例 キャンプ場、登山道、自然探勝路、サイクリングコース、温泉、魚釣り場、海水浴場等 2) 地域住民の生活に有用な身近な自然や日常的な触れ合い活動の場の例

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則	スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定
	里山の自然、公園、緑地、遊歩道、社寺林、山菜採りの場、自然と一体となった祭りや行事の場等 3) 国又は県の制度又は施策等によって位置づけられている触れ合い活動の場の例 自然公園法(国立公園、国定公園)、熊本県立自然公園条例(県立自然公園)等 都市公園法(国営公園、大規模公園、特殊公園、広場公園、都市林、基幹公園等)、熊本県都市公園条例(都市公園)、熊本市都市公園条例(都市公園) 史跡、名勝、天然記念物、九州自然歩道、保健保安林、レクリエーションの森(熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業)等 <本市の該当地域> ◎ 多数存在するため、上記を参考に事業位置周辺の情報を基に整理し、把握する。
(4) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例(以下「法令等」という。)により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。【規則第 13 条第 1 項第 4 号】	
ア 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ア】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
イ 熊本県立自然公園条例(昭和 33 年熊本県条例第 45 条)第 6 条第 1 項の規定により指定された県立自然公園の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号イ】	<本市の該当地域> ◎ 県立自然公園として、金峰山県立自然公園(7319 内特別地域 1460ha)が指定されており、条例で規定された行為について、知事の許可(特別地域)または届出(普通地域)が必要とされている。
ウ 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ウ】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
エ 熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)に第 11 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号エ】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
オ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産(不動産に限る。)又は自然遺産の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号オ】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
カ 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号カ】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
キ 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(平成元年熊本市条例第 18 号)3 条の規定により指定された環境保護地区【規則第 13 条第 1 項第 4 号キ】	<本市の該当地域> ◎ 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(平成元年熊本市条例第 18 号)3 条の規定により指定された環境保護地区として 13 箇所存在する。環境保護地区においては、動植物の採取・損傷等の良好な自然環境を損なう行為が規制され、工作物の新築、宅地の造成等をしようとする者は、原則として予め市長に届出が必要になるなど、一定の行為規制がかけられる。
ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ク】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。

< 補足説明 ④ >

本市における「環境の保全の観点から法令等により指定された地域」等を明記する。

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則	スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定
ケ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 19 条)第 34 条第 1 項の規定により指定された生息地保護区の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ケ】	<本市の該当地域> ◎ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 19 条)第 34 条第 1 項の規定により指定された生息地保護区の区域として、立田山生育地保護区(0.4ha)が存在する。管理区域として指定されており、区域内では、工作物の設置、土地の形質変更等の開発行為を行う場合は、知事の許可が必要となる。ただし、非常災害での応急措置や下刈り等の通常管理行為等で、規則で定めるものは許可申請の必要はない。
コ 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号コ】	<本市の該当地域> ◎ 指定地域のとおりに。森林法の保安林制度において、水源涵養、公衆衛生、土砂流出防備、魚つき、風致等が指定され、森林施業等が一定の限を受けている。これらに該当する地域で事業を実施する場合は、当該保安林の目的に応じた環境への影響について確認が必要である。
サ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号サ】	<本市の該当地域> ◎ 金峰山、詫麻三山、松尾西小学校、江津、熊本港、立田山、宇城鳥獣保護区が設定されている。指定された保護区では、狩猟鳥獣以外の捕獲、採取等が禁止されている。
シ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号シ】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
ス 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項に規定する名勝(庭園、公園、橋りょう及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。)又は天然記念物(標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。【規則第 13 条第 1 項第 4 号ス】	<本市の該当地域> ◎ 市内では、名勝、史跡として、熊本城跡、水前寺成趣園など 12 か所、天然記念物として藤崎台のクスノキ群、スイゼンジノリ発生地など 7 か所が指定されている。現状変更の際は、国の許可が必要となる。
セ 熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)第 35 条第 1 項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物(標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。【規則第 13 条第 1 項第 4 号セ】	<本市の該当地域> ◎ 市内では、名勝、史跡として、雲巖禅寺境内など 10 か所、天然記念物として寂心さんの樟、滴水のイチヨウの 2 か所が指定されている。現状変更の際は、県の許可が必要となる。
ソ 熊本市文化財保護条例(昭和 42 年熊本市条例第 19 号)第 27 条第 1 項の規定により指定された市史跡名勝天然記念物(標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。【規則第 13 条第 1 項第 4 号ソ】	<本市の該当地域> ◎ 市内では、名勝、史跡として、瑞巖寺跡など 34 か所、天然記念物として天社宮の大クスノキなど 6 か所が指定されている。現状変更の際は、市の許可が必要となる。
タ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号タ】	<本市の該当地域> ◎ 市域には存在しない。
チ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号チ】	<本市の該当地域> ◎ 市内では、水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、本妙寺山、花岡山・万日山、千金甲の 7 地区(1,598ha)が指定されている。風致地区においては、市条例により建築等が規制され、建築物等の新・改・増築、宅地の造成、木竹の伐採、水面の埋立等を行う場合に市長に許可を受けることが義務付けられている。
ツ 熊本市景観条例(平成 21 年熊本市条例第 42 号)第 2 条第 4 項に規定する景観形成地区又は同条例第 2 条第 5 項に規定する特定施設届出地区の区域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ツ】	<本市の該当地域> ◎ 熊本市景観条例に基づく、「熊本市景観計画」において、熊本空港周辺景観形成地区が指定されている。また、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける路線の沿道等を特定施設届出地区(国道 3 号、国道 57 号東バイパスなど 18 区間)として設定している。

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則		スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定	
テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの【規則第 13 条第 1 項第 4 号テ】		● 判定基準の(4)アからツまでと同等と認められるもの。 ＜本市の該当地域＞ ◎ 現時点ではないが、法令・条例の更新に応じて適宜対応する事項とする。	
(5) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。【規則第 13 条第 1 項第 5 号】			
ア 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気汚染(二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。)、水質汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全りんに関するものに限る。)又は騒音に係るものが確保されていない地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ア】		< 補足説明 ⑤ > 国の判定基準の考え方等を踏まえ、「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」に係る環境基準の未達成地域との距離の目安や環境影響の考え方を明記する。	
環境基準(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)未達成地域		● <u>事業を実施する場所の周辺に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気汚染に係る環境基準が確保されていない大気の測定点が存在する場合</u> であって、事業により設置する施設からばい煙が排出されることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質のいずれかの量が現状よりも増加すること。なお、 <u>周辺とは目安として周囲 10km(※)の範囲内とするが、事業内容と地域の特性により判断する</u> 。黄砂など自然的要因により環境基準が確保されていない場合を除外する。【国の主務省令・大気汚染に係る環境基準】 ※ 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省)」に示される、調査地域の設定例の最大である、100mの煙突排ガスからの最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んだ距離【廃棄物処理施設生活環境影響調査指針】	
環境基準(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全りん)未達成地域		● 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全りんの水質汚濁に係る環境基準が確保されていない水質の測定点が存在する水域において、事業の実施により当該水域の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全りんが現状よりも増加する場合であって、水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における予測値が水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における測定結果に比べ、当該水域の水質汚濁に係る環境基準の10分の1を超えて増加することとなること。【国の主務省令】	
環境基準(騒音)未達成地域		● <u>事業を実施する場所の近傍に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点(以下「騒音の測定点」という。)</u> において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、事業により発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。なお、 <u>近傍とは、目安として周囲1kmの範囲内とし、事業内容と地域の特性により判断する</u> 。【国の主務省令】	
イ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 17 条第 1 項の限度を超えている地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号イ】		● <u>騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(昭和46年総理府令・厚生省令第3号)に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が対象事業を実施されるべき区域の周辺に存在する場合</u> であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に対象事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。なお、 <u>周辺とは、目安として周囲10kmとし、事業内容と地域の特性により判断する</u> 。【国の主務省令】	
ウ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 16 条第 1 項の限度を超えている地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ウ】		● <u>振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)第12条に規定する限度を超えている地域に面する道路が対象事業を実施されるべき区域の周辺に存在する場合</u> であって、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に対象事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。なお、 <u>周辺とは、目安として周囲10kmとするが事業内容と地域の特性により判断する</u> 。【国の主務省令】	
エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号エ】		● 地盤沈下が広範囲に生じている地域において、地下水の採取等によりさらなる地盤沈下の発生が想定されるものとして、事業内容と地域の特性により判断する。【熊本県地下水保全条例等を参考に設定】	

○ スクリーニングの判定基準の解説

スクリーニングの判定基準 ※ 熊本市環境影響評価条例施行規則	スクリーニングの判定基準の解説 ※ 別途、要綱等で規定予定
オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域【規則第 13 条第 1 項第 4 号ア】	● 判定基準の(5)アからエまでと同等と認められるもの。【国の主務省令】
対象事業が前項第1号の要件に該当し(第2種事業及び複合事業については、第2号の要件に該当する場合)、かつ、同項第3号から第5号までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該対象事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該対象事業及び当該同種の事業が総体として、同項第1号の要件に該当しない(第2種事業及び複合事業については、第2号の要件に該当しない場合)、又は同項第3号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、市長は、当該対象事業について条例第4条の8第5項第1号の措置をとるものとする。【規則第 13 条第 2 項】	● 対象事業が前項各号の要件に該当しない場合であっても、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行なわれ、かつ、総体として前項までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。【国の主務省令】